



従業員様の

(3ページ目)

『傷病手当金』『出産手当金』申請書

記入のポイント



「出勤日以外の日」は
何も記入しない

「公休」「有給休暇」「欠勤」は未記入



「出勤日以外の日」に
支払った賃金等を記入する

*有給休暇の賃金や、出勤の有無にかかわらず
支給している手当等が該当します。

間違えやすいので、
記入例を
ご参照ください!



記入例 (傷病手当金・出産手当金共通)

例 申請期間 令和7年4月1日～5月31日

月	4月	5月
出勤した日	1日(早退)・5日	なし
出勤していない日	2日～4日(有給休暇)・6日～30日(欠勤)	1日～31日(欠勤)
支払った賃金等	有給日額 10,000円 / 通勤手当 4月分5,000円 / 住宅手当 4・5月各10,000円	



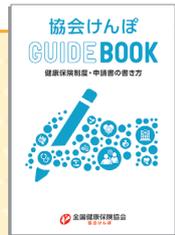
有給賃金3日分
4月は通勤手当と住宅手当
(支払い期間が共通なら合算可能)
5月は住宅手当のみ

こちらをご覧ください

これさえあれば申請書の書き方がわかる!
『協会けんぽ GUIDE BOOK
健康保険制度・申請書の書き方』



ダウンロードは
こちら



健康保険委員に
ご登録いただいた方には
現物の冊子を差し上げます!
登録は届出を1枚提出するだけ!



登録届は
こちら

従業員様の

定期健診結果

(事業者健診)

ご提供のお願い



協会けんぽの「生活習慣病予防健診」**以外**の健診を受けられた方(40歳~74歳)は、健診結果のご提供をお願いします!

※「生活習慣病予防健診」

- 三重支部の被保険者の7割が受けています。
- がん検診も含んでいます。
- 健診費用の多くを協会けんぽが負担します。

知っク! 健診結果ご提供のメリット



健康サポート(特定保健指導)が受けられる

健診結果から生活習慣の改善が必要と判定された方は「**無料**」で受けられます。



保険料率の引き下げにつながる

健診結果が**健診受診率**に反映され、インセンティブの獲得につながります。



事業所の健康度がリアルにわかる

自社の健康課題がわかる「事業所カルテ」に**健診結果を反映**させることができ、より精度の高いものになります。

健康事業所宣言すると毎年最新の「事業所カルテ」がもらえるよ

※被保険者50名以上の事業所様に限る



「提供依頼書」を協会けんぽへご提出ください!

▶▶ 「健診結果を提供したい」と三重支部にお問い合わせいただければ、「提供依頼書」をお送りします。

お問い合わせ先 **保健グループ TEL 059-225-3315**

健診結果ご提供の流れ

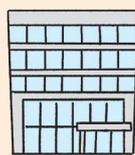


「提供依頼書」を記入し、三重支部へご返送ください。三重支部が健診機関へ依頼手続きをします。



事業所様

① 提供依頼書を提出



協会けんぽ三重支部

② 依頼



健診機関

④ 保健師などによる健康サポート

③ 健診結果データの提供

健診機関がデータを作成できないなどの理由により、データ提供が困難な場合は、後日事業所様へ健診結果票の写しの提出をお願いする場合がございます。

※事業所様と健診機関との間で「健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提供する」旨を含んだ契約を交わすことにより、事業者健診結果を協会けんぽに提供することもできます。



「従業員様**全員**」が協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診している場合は、提供依頼書の提出は不要です。



以前に提供依頼書を提出している場合、再度の提出は不要です。ただし健診機関が変わった場合は、提出をお願いします。

健診結果は個人情報ですが、法律※により提供を義務付けられているため、従業員様個人の同意は必要ございません。 ※高齢者の医療の確保に関する法律(第27条)

COLUMN

健康事業所宣言 お忘れではありませんか?

「健康経営®」は、健康事業所宣言から始まります。けんぽだより6月号の記事をご一読いただき、「宣言セット」の送付依頼書をお送りください!



さっそく申し込みを! 詳しくは「6月号」もしくはコチラから

※健康経営®は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。